

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第 32 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第 32 条の 8 までに定める技術上の基準によらなければならない。(う)(す)(ほ)

【解説】

本条は、「少量危険物」の貯蔵及び取扱いについて、貯蔵し、又は取り扱う場所（屋外又は屋内）、タンクの種類等の貯蔵・取扱形態に応じて第 32 条の 2 から第 32 条の 8 までに定める所定の措置を講じることを規定したものである。

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の「同一の貯蔵取扱場所」、又は「それぞれの貯蔵取扱場所」の判断は次のとおりとする。

1 屋外の場合

(1) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として敷地単位を同一の貯蔵取扱場所とする。ただし、次の場合はそれぞれの貯蔵取扱場所とすることができる。

ア 合計した危険物の数量が指定数量未満で、それぞれの貯蔵取扱場所が 6 メートル以上離れている場合

イ 合計した危険物の数量が指定数量以上で、それぞれの貯蔵取扱場所が 10 メートル以上離れている場合

ウ 施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合

(2) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンクごととする。ただし、地下タンクで次の場合は同一の貯蔵取扱場所とする。

ア 同一のタンク室内に設置されている場合

イ 同一の基礎上に設置されている場合

ウ 同一のふたで覆われている場合

(3) タンクと設備が同一工程の場合は、同一の貯蔵取扱場所とする。

2 屋内の場合

(1) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として建築物ごととする。ただし、次の場合は、それぞれに示す貯蔵取扱場所とすることができる。

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、出入口（防火設備）以外の開口部（排気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で他の部分と有効に区画（以下「不燃区画」という。）されている場合。

また、不燃区画されている場合を連続して設けることは認められないが、相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。

イ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等の付属設備を除く。）の周囲に幅 3

メートル以上の空地が保有されている場合。

ただし、当該設備から3メートル未満となる部分の建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備の出入口以外を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合は、空地を短縮することができる。

なお、当該空地を他の少量危険物取扱場所と共有することは、認められない。

したがって、一の建築物内に複数の少量危険物取扱場所が存する場合や、部分規制の危険物施設と併設が可能となる。

- (2) 屋内タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンク専用室ごととする。
- (3) タンクと設備が同一工程の場合は、同一工程ごととする。
- (4) 共同住宅の貯蔵・取り扱う場所で、管理権原者の異なる場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。
- (5) 百貨店・物品販売店等で化粧品等が陳列販売される場所は、階ごとに防火上に有効に区画されている場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。
- (6) ベランダ等が建築基準法上の床面積に含まれる場合は屋内の場合を準用し、含まれない場合は屋外の場合を準用する。
- (7) 屋上の場合は、次によること。

ア 屋上部分を同一の貯蔵取扱場所とみなし、Ⅰの屋外の場合を準用する。

イ 階の異なる屋上部分がある場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。